

## 新潟県条例第12号

新潟県空港条例の一部を改正する条例

新潟県空港条例（昭和39年新潟県条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(重量制限) <b>第4条</b> 前条の規定により空港を使用する者（以下「使用者」という。）は、航空機の最大離陸重量の換算単車輪荷重が <u>6.51トンを超える</u> 場合は、空港を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 2・3 (略)	(重量制限) <b>第4条</b> 前条の規定により空港を使用する者（以下「使用者」という。）は、航空機の最大離陸重量の換算単車輪荷重が <u>6.5トン以上となる</u> 場合は、空港を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 2・3 (略)

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。